

第25期 第22回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和7年3月27日

伊予市農業委員会

第25期

第22回定例農業委員会総会議事録

令和7年3月27日（木）午後1時30分から、農業振興センターにおいて第22回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	19名
農地利用最適化推進委員	3名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第81号	農地法第3条の規定による許可申請について	15件
第82号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地 利用集積計画（令和6年度第5号）について【農地利用集積計画一括方式】	3件
第83号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
第84号	地域農業経営基盤強化促進計画の案に係る意見について	6件

（報告）

第35号	農地法第5条第1項の規定による届出について	3件
------	-----------------------	----

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第22回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしく願いいたします。

議案第81号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1、2、3について関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	双海町上灘	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
申請地	双海町上灘字●●	畑	●●㎡
	同じく	●●	畑 ●●㎡

2番

貸渡人	双海町上灘	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
申請地	双海町上灘字●●	畑	●●㎡

3番

貸渡人	双海町上灘	●●	さん
	法定相続人●●人		
借受人	松山市	●●	さん

申請地	双海町上灘字●●	畑	●●m ²
	同じく	●●	畑 ●●m ²
	同じく	●●	畑 ●●m ²
申請理由	(借受人)	新規就農	
	(貸渡人)	農地管理困難	

権利の種類 10年間による使用貸借権設定

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページに農作業従事計画書が提出されています。●●さんについて補足をしておくと、松山市在住ですが、今回の申請地から車で10分ほどのところに農業をするための拠点として空家を購入されています。この後、ご本人さんからも説明がありますのでそちらと合わせてご審議をお願いします。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1、2、3について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんの土地ですが、自宅の西側に面している土地でして、先代のお父さんがみかん栽培をしておりましたが、やめられてから伐採をして、その後もずっと草刈をしてきれいに管理しておられます。オリーブを植えるのは、大変良いことだと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

●● 農業委員

●●さん、●●さん、この2名の場所ですが、何年も放棄しておりますので雑木林になっております。私も現地を見てきたのですが、あまりにも雑木が茂っていて、ここを伐採してからとなると難しいと思いましたが、私なりに1か所ありまして、そこもあたってみてあげようかなと思っております。

本人は、オリーブ栽培に非常に熱心でありまして、銀行に在職中、高松支店へ行った際にオリーブが良いという話を何人からも聞いていたそうで、退職後に同窓会を開いた際にもカリフォルニア在住の同級生からオリーブの話を聞いて、現地へ研修に行かれたそうです。

また、小豆島の●●や昨年、総会で承認されたオリーブを栽培し輸入販売をされている女性の方のところへ行きまして、一生懸命オリーブ栽培について勉強されています。借地について、10年契約にしましたが、5年間は無償にしました。オリーブは、オイルが採れるようになってからとのことで、その時に相談という状況です。一生懸命される方なので問題ないと思っております。ご本人さんが来られていますので、話を聞いてご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1、2、3につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

上灘の●●の横でされるのですか。

●● 農業委員

1 か所は家の横で、2 か所は●●の向かい側で雑木が生えているところです。大変なところです。

●● 農業委員

伐採してからということですよ。

●● 農業委員

ユンボの免許を取得したという話を聞いております。

●● 農業委員

家の横は何か植えているのですか。

●● 農業委員

家の横は、自分で測量してこれからになります。6m間隔で植えるということで、80本植えられるかなというところです。

議長

他に無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいておりますので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●● さん

初めまして。●●と申します。今年から双海の上灘でオリーブを育てようと思って申請しました。申請書に書いていることと重複するかもしれませんが、改めてお話をさせていただきます。なぜオリーブを栽培するのかと言いますと、以前から農業に興味がありまして、地元、瀬戸内で何かビジネスをしたいと考えておりました。その中で、体に良いもの、健康になるもの、若者にも興味があるものを地元で生産したいなと思っておりました。オリーブを育てる理由は、オリーブオイルを作ることになるのですが、オリーブオイルの消費量は、近年の食事の制約化、健康志向の高まりで、この10年間で急増しました。データは古いのですが、2020年ごろには、7万tになったと言われておまして、この7万tのほとんどは輸入製品で国内生産は、ほとんどないというのが現状でした。私は、現在、松山市に住んでいますが、松山などの近郊では野

菜や米を生産しております。しかし、周辺は耕作放棄地が多いです。特に中山間地域、島しょ部などは、耕作放棄になっているところが多いです。瀬戸内は、温暖で少雨でありますので、その気候を利用した柑橘を従来から栽培しておりましたが、近年、消費者の高齢化、従来品種の価格低下などから離農が増えていると聞いております。そこで、瀬戸内の気候に合うオリーブを栽培し、おいしくて体に良い国産のオリーブオイルを生産して消費者に届けたいと思った次第です。これが、オリーブを始めるきっかけで当初、瀬戸内というどうしても島というイメージがあったので、別のところで農地を探しておりました。ただ、なかなか前に向いて進まない中、今年のお正月に双海の方からご案内をいただきまして、その話を進めていく中で今回の申請に至った次第です。

事業の方については、10年間で1つの単位で考えております。最初の1年で農地を取得し、それをきっかけに2、3年目で苗を植えて育成していきます。4、5年経つとオリーブの木に花が咲いて、実がなるとオリーブの実を採って搾汁します。その間に農業とは離れますが、職人制度で技術も習得していきたいと思っております。6、7年目になると少しずつですが、生産量も上がってきますので、そこで量産化に向けた技術の習得、設備の投資を始めたいと思っております。夢物語になるかもしれませんが、8年目から10年目をめどにオリーブオイルの生産を年間、250mlの瓶で3000本売りたいと思っております。大体それで、1000円から1200円で売ったとしても300万円の収入を得ることができると思っております。簡単ではございますが、以上で今後の計画をお話させていただきました。ご審議をお願いいたします。

●● 農業委員

●●さんと●●さんの場所ですが、伐採して根を抜いてからとなると無理があると思います。切るだけでも大変ですので、私が1箇所、目を付けている場所がありますので、1度見に行ってもらえたらと思います。

●●さん

早いうちにやりたいという気持ちがありますし、できれば楽をと言うところがありますが、何かのご縁をいただいたので挑戦はしたいなと思っております。ただ、おっしゃるように先に植え付けないとなりませんので、順次やっていきたいと思っております。

●● 農業委員

できてからでかまいませんが、そこは、現在、何も植えていないところでして、1箇所は畑で、もう1箇所は田んぼだった可能性があります。その確認をしてもらえたらと思います。

議長

他にございませんか。

●● 農業委員

新規就農者と言うことで現在、離農が多い世の中で、非常にありがたいですし、大事にしないといけないと思っております。オリーブとなりますと私たちは未知というか、小豆島に行けば木を見たりすることはありますが、ほとんどの農業委員さんがこちらでは、あまり見たことがないと思います。

これから上灘地区で一から始められることとなりますが、●●委員さんがおっしゃったように雑木が生えているところを伐採して開墾してとなるとかなりの労力があると思います。作っていない水田等あると思いますので、そのようなところを利用して、やっていただく方が早道だと思います。オリーブは、上灘地区が適地だと調べられていると思いますが、上灘地区でも栽培できるのですか。

●● さん

上灘の北側の川は、東西に流れているので日照時間が長いです。山は、南側が低くて北側が高いので冬の北風が入りにくいということと、特に今、ご指摘のありました●●より奥の犬寄側は、少し川が蛇行しているために風もそんなに突き抜けないという気候となっております。オリーブに一番大事なのが、日照時間と水はけとなりますので、その点からいきますとあの土地は最適だと思っております。もちろん私も実際に今までやってきたという知見はないですが、そのような辺りで始められるのは幸運なことだと思っております。

また、水田のところを起こしてということも興味深いですし、そこも挑戦していかないといけないと思っておりますが、オリーブは、水がそんなにいらなくて、根腐れを起こしやすい植物ですので、粘土層をどうするかは研究していかないといけないと思えます。確かに先進県であります香川県などでは、すでに耕作放棄をした水田で始められたという話も聞いておりますので、研究をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

議長

●●委員、お願いします。

●● 農業委員

私もオリーブに興味があって以前植えていたのですが、前回、承認された方の話が出たときに2品種いると聞きまして、もう1本買ったところですが、まだ実はなっていないので、なるときのイメージがわからなくて想像できないのですが、小豆島でのオリーブ栽培で鳥獣被害はないのかということと収穫の方法をお伺いしたいです。

●● さん

鳥獣被害についてですが、オリーブの実は割とえぐみ、苦みがありますので、カラスやタヌキに食べられるということは、あまり聞かないのですが、ただ、根が浅い植物ですので、イノシシが来て掘られると弱いということと強風が吹くと倒れやすい特性がありますので、注意をしていきたいです。

収穫方法については、ゆするというのは、大きくなって古木になると根が張ってきますので、できますが、若い木でゆすると根を切ってしまう恐れがありますので、若いうちは手摘みをして、背が高くなったら機械の熊手で取るのが一般的になっております。

●● 推進委員

オリーブオイルの販売はどのようにされるのですか。

●● さん

販売についてですが、一番いいのは地元で消費される、使っていただく販路がいいのではと思っております。もう一つは、売値の話になるのですが、ネット販売にした方が、自分たちの売りたい値段で売りやすいということで主にそこを狙っていきたいと思っております。見ていただくとよくわかるのですが、ナショナルブランドにはなかなかないですので、ネット販売の方が売りやすいのではないかと思っております。例えば、大手のスーパーに卸すとなると数をそろえないといけませんので、それはとてもじゃないけどできませんので、それよりかは、ごくわずかで勝負するのであれば最初からネット販売をと思っております。

●● 推進委員

個人でECサイトを開設して販売するということですか。

●● さん

そうですね。自分のサイトで売るのが一番の収益があがるのではと思っております。

●● さん

本拠地がカリフォルニアなのですが、カリフォルニアには、オリーブガーデンというファミリー経営のオリーブファームがたくさんあります。そこでは、「ローカルの人がローカルのを」というように自分のところで採れた安全で間違いのないオリーブオイルを供給してもらえるようになっております。ですので、私たちの夢としては、双海でできた双海のオリーブを双海の方たちに楽しんでもらえるようなオリーブオイルができれば良いなと考えております。

アメリカの個人経営のオリーブファームに行ったときに「おいしいから日本でも出してみませんか。」とお聞きしたところ「うちは、この近くだけで十分ですので、食べたいのであれば別のレストランへ行って食べてください。」と言われまして、そのような考え方はカッコいいなと思ひ、カリフォルニアから帰ってきました。ですから、そうなればいいなという夢もあります。

●● 農業委員

オリーブというのは、どのような食べ方がありますか。

●● さん

オイルですが、サラダにかけることもあります。みそ汁に少しだけかけると味がまろやかになります。油っこくもないですし臭みもないので、非常に食べやすくいろいろな料理に使えます。お刺身にもおいしく食べられます。残ったお刺身をオリーブオイルに漬けておくと鮮度も落ちませんしお酒のつまみになると思います。

議長

他に無いでしょうか。

●● さん

一つ、質問をよろしいでしょうか。お知恵を拝借したいのですが、先ほどご質問の中でイノシシの話があったと思いますが、そのイノシシを退治するためにフェンスを張る方がいいのか、ネットがいいのか、電柵をする方がいいのか他の方法があればお聞きしたいです。

●● 農業委員

イノシシは実を食べますか。

●● さん

食べません。掘り起します。

●● さん

メッシュを2m張って、鉄筋を斜めに打ち込むといいですが、値段がしますので、廃材のパイプでもいいです。

議長

まだ植えられていないと思いますので地元の農業委員さんに相談していただければと思います。

●● さん

ありがとうございました。

議長

無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。ありがとうございました。ここで、番号1の利害関係人である●●委員には、議場からの一時退席を求めます。

改めまして、番号1、2、3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、番号1、2、3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1、2、3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	伊予郡松前町	●●	さん
譲受人	下吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	経営統合	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

この土地は、渡人、受人ともう一人の3人による共有名義の土地です。本来であれば渡人の●●さんが持分放棄をして、それを残りの共有者が均等に受け取れば法務局だけの手続きで済むのですが、もう一人の共有者が受け取りを拒否したので、贈与という手続きが必要になり今回の申請になっています。共有者間の持分移動ですので、受け手の営農状況等はあまり関係ないような案件です。以上です。

議長

番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。
続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

貸渡人	上吾川	●●	さん
-----	-----	----	----

借受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
	上吾川字●●	田	●●m ²
	上吾川字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間による賃借権設定		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、私から説明をいたします。

借受人の●●さんは、松本地区、上吾川地区内で野菜を中心に栽培しております。●●さんから身体の調子が悪いので続けられないということと奥さんも病気で出来ないということで管理してくれる方を探しておりました。田は、他の方がされるのですが、果樹だけ残っておりまして、そこで、●●さんに話をしますと紅まどんなに興味があり、やってみたいとの意向で双方が話し合いを持ちまして今に至ります。●●さんは若いですし、様々な地区の役をやっておられますので問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

6番

譲渡人	双海町上灘	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	畑	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		

申請理由 (譲受人) 家庭菜園
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、経営管理ができないということで隣接しております●●さんに無償で譲渡しますということです。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

7番

貸渡人 本郡 ●● さん

借受人 中山町出渕 ●● さん

申請地 大平字●● 田 ●●m²

同じく●● 田 ●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由 (借受人) 経営規模拡大

(貸渡人) 農地管理困難

権利の種類 3年間による賃借権設定

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

長男さんが亡くなられて、本郡にお住いの次男さんが跡をとりましたが、農地から距離があり経営困難でして、私の方に周りの人に迷惑を掛けない程度にトラクターの通行や畦口の除草管理を頼まれておりました。なかなか借り手もつかず、一層の事、マッチングのようにどンドン話をしていった方が、借り手が見つかるのではないかと提案すると最初は乗り気ではなかったのですが、「毎年のことで大変だな」ということで話が進み、その中で●●さんと話ができるようになりました。●●さんは、去年、新規就農でナスを栽培されていまして、熱心でまじめにされている方です。近くの先輩農家の方に教わりながら1年経験ある中で2年目の規模拡大ということです。ご審議の程よろしく願いいたします。

●● 推進委員

●●さんは、去年、新規就農されまして家は中山ですが、親が栗やハウスで紅まどんなを栽培しておりまして、いずれは継承するようになっております。今のところは、中山ではなく野菜の栽培に適している大平で野菜を栽培したいということで、土地を探していたところ、●●さんのところが耕作はしていなくて草刈りだけをしていただけでしたので、ここでしてもらったらどうかということで、今回の申請に至りました。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

若い方でこれからの人が3年間の賃借権というのは理由があるのですか。

●● 農業委員

●●さんは、農地を持っていましたが、全く農業をしていない方でして、買い手がいれば売りたいと思っていましたが、田舎の方ですので、すぐには見つからず、貸借契約をされた方が本人さんも安心ということで、このような契約になっております。

議長

無いようでしたら、番号7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8、9につきまして、関連がございますので、事務局の一括説明をお願いいたします。

8番

貸渡人	下吾川	●●	さん
借受人	米湊	●●	さん
申請地	下吾川字●●	田	●●m ²
	同じく ●●	田	●●m ²
	同じく ●●	田	●●m ²

9番

貸渡人	下吾川	●●	さん
借受人	米湊	●●	さん
申請地	下吾川字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	3年間の使用貸借権設定		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8・9番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8、9について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さん、●●さんは、ご兄弟の関係でございまして、もともとお父さんの代から百姓をされておりしたが、お二人は教員と一般の仕事をされておりまして、百姓は全くしておりませんでした。その間は、地元の方が作られておりましたが、その方ができないということで●●さんにお問い合わせきたらということで申請されました。問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号8、9につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

3年間の使用貸借権は短いような気がするのですが、何か理由がありますか。

●● 農業委員

市街化区域ですので、何かあったときに手放すように考えているのではと思います。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号8、9について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8、9について承認いたします。
続いて、番号10につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

10番

譲渡人	双海町串	●●	さん
譲受人	双海町串	●●	さん
申請地	双海町串字●●	畑	●●m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ10番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号10について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんの農地は贈与ということで、もともと家庭菜園をされていたので問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号10につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号10について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号10について承認いたします。
続いて、番号11につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

11番

貸渡人	三秋	●●	さん
借受人	三秋	●●	さん
申請地	三秋字●●	田	●●m ²
	三秋字●●	田	●●m ²
	三秋字●●	田	●●m ²
	三秋字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	

権利の種類 5年間の使用貸借権設定

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ11番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号11について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

借受人の●●さんは、サラリーマンを辞めて地元で野菜を作っておられまして、貸渡人の●●さんは農地を持っておられますが、ほとんど農業をされてない状態です。今回の使用貸借の5年間ということですが、前回も使用貸借で作っておられまして引き続きということですので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号11につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号11について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号11について承認いたします。
続いて、番号12につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

12番

譲渡人	中山町中山	●●	さん
譲受人	中山町中山	●●	さん
申請地	中山町中山●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ12番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号12について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんと一緒に現地確認を行いました。きれいに管理されておりまして、●●さんの家の近くでもありますので、引き続き管理していただけたらと思います。また、ここに話はなかったのですが、山林と交換という形をとって、キウイを拡大して植えるということを聞いております。●●さんの息子さんがいらっしやいまして、そちらの山林を開墾してキウイを作るということでございます。以上です。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号12につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号12について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号12について承認いたします。
続いて、番号13、14につきまして、関連がございますので、事務局の一括説明

をお願いします。

事務局

13番

譲渡人	森	●●	さん
譲受人	森	●●	さん
申請地	森字●●	田	●●m ²
	森字●●	田	●●m ²
	森字●●	田	●●m ²

14番

譲渡人	森	●●	さん
	法定相続人	●●名	
譲受人	森	●●	さん
申請地	森字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ13・14番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号13、14について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、県外に出られた後、森に帰られて管理をされていましたが、自分がするとなっても機械がないということで耕作者を探しておりました。●●さんですが、息子さんがおりました、会社にお勤めされていますが、農業をして農地を広げたいとのことで話がまとまりました。

●●さんですが、息子さんもおられますが、身体が弱く農地を管理するのが難しいとのことで●●さんが引き受けてくださいました。

議長

ありがとうございます。番号13、14につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号13、14について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号13、14について承認いたします。
続いて、番号15につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

15番

貸渡人	下三谷	●●	さん
	法廷相続人	●●	人
借受人	松山市	●●	さん
申請地	下三谷字	●●	田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	3年による	賃借権設定	

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ15番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号15について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんですが、ゴマを作っている方で規模拡大をしたいということでございます。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号15につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号15について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号15について承認いたします。

議案第82号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和6年度第5号）について【農地利用集積計画一括方式】、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、2、3について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

貸渡人	上野	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	松山市	(株) ●●	さん
申請地	上野●●	田	●●m ²
	他11筆 合計●●m ²		
権利の種類	5年間の使用貸借権設定		

番号2

貸渡人	下三谷	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	伊予郡松前町	●●	さん
申請地	下三谷●●	田	●●m ²
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		

番号3

貸渡人	下三谷	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷●●	田	●●m ²
権利の種類	5年間の使用貸借権設定		

議長

それでは、番号1、2、3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1、2、3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1、2、3について承認いたします。

議案第83号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、4ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が2ページ、現地写真は、3ページをご覧ください。譲渡人は、上野、●●さん。譲受人は、松山市、●●さん、●●さん。申請地は、上野字●●、田、●●㎡。転用目的は、分家住宅。権利の種類等は、使用貸借権の設定です。

譲受人は現在、松山市在住で借家にて生活しているが、子どもの成長に伴い将来設計を考えると手狭であることから、一戸建住宅の建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、譲受人妻の両親も高齢となってきたことから、妻の父が所有し実家に程近い申請地が、将来的な子育てと両親の介護、また農業経営の手伝いの面からも最適地であるため、当該申請地に分家住宅を建築すべく本申請に至ったものであります。

申請地は上野地区北側の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりのない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見を申し上げます。

●● 推進委員

この申請地については、昨年の6月の第13回の総会で農振地域からの除外申請が出されていて承認を受けたところです。現在は、地図の3ページにありますように北側に野菜のビニールハウスがありまして畑を作っておりますが、ここに分家住宅を建設したいということで農地転用の申請が出されました。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続きまして、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

番号2

議案説明書は、4ページ、番号2、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は、5ページをご覧ください。譲渡人は、大平、●●さん。譲受人は、松山市、●●さん、●●さん。申請地は、大平字●●、田、●●㎡。転用目的は、分家住宅。権利の種類等は、使用貸借権の設定です。

譲受人は現在、松山市在住で借家にて生活しているが、子どもの出産や将来設計を考えると手狭であることから、一戸建住宅の建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、譲受人妻の祖父が所有し実家に隣接する申請地が、将来的な子育てと実家の農業経営の手伝いの面からも最適地であるため、当該申請地に分家住宅を建築すべく本申請に至ったものであります。

申請地は、大平地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりのない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

●●さんですが、2年程前まで柑橘を栽培されておりましたが、分家住宅建設ということで、伐採されておりました。隣接している農地は、私が今年から借り受けることになっている土地だけで、他には影響はないです。隣は、建築屋の倉庫になっているのと反対側は、●●さんのご自宅なので大丈夫だと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第84号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局

今年度6地区の地域計画を策定する準備が整いました。各地区の説明会に参加していただいた委員の皆様には大変お世話になりました。各地区で出された意見を反映させた地域計画と、目標地図に位置付けられることを希望された方の青地農地を着色した地図が事前送付した資料になります。これを、3月31日に公告をして一旦完成となります。

これで、伊予市全域で148ある農業集落中99農業集落で完成しました。残りの地区、49農業集落は、主に旧伊予市の市街化調整区域です。大字単位での作成を予定していますので、説明会の際には委員の皆様にお世話になりますので、よろしくお願います。この地域計画の策定が、中山間直接支払交付金事業の交付要件になっていますので、まずは稲荷、上吾川、上三谷を5月の田植が終わるころに説明会を開催したいと考えております。残りの地区は、年度内に順次説明会をして完成を目指します。

議長

本議案につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、本議案について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。本議案について承認いたします。
それでは、報告事項に移ります。

報告第35号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。番号1、2、3について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、下吾川、●●さん。譲受人は、下吾川、株式会社●●、代表取締役、●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畑、●●㎡、他1筆、計2筆、面積合計●●㎡。転用目的は、露天駐車場で転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号2

譲渡人は、広島県、●●さん。譲受人は、稲荷、●●さん。土地所在地は、三島町字●●、畑、●●㎡。転用目的は、宅地で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号3

譲渡人は、市場、●●さん。譲受人は、市場、●●さん。土地所在地は、市場字●●、畑、●●㎡。転用目的は、露天駐車場で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

以上でございます。

議長

以上で報告事項を終了いたします。
事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は4月30日(水曜日)午後1時30分から農業振興センター1階第2会議室での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第2

2回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時05分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
